

# 平成 27 年度 第 2 回細胞検査士会役員会

## 議案書

日時：公益社団法人 日本臨床細胞学会 第 54 回秋期大会  
2015 年 11 月 20 日（金） 14 時 30 分～15 時 30 分  
場所：名古屋都市センター 特別会議室

II. 会長あいさつ	
III. 平成 26 年度 第 3 回細胞検査士会役員会議事録の確認	p 1
IV. 平成 27 年度 細胞検査士会定時総会議事録の確認	p 4
V. 平成 27 年度 第 1 回細胞検査士会役員会議事録の確認	p 7
VI. 報告事項	p 8
VII. 確認・検討事項	p14
VIII. 議案	
1 号議案：「細胞検査士会ホームページ記事掲載依頼要綱」の廃止	p18
2 号議案：「日本細胞診断学推進協会細胞検査士会会計処理規程」から 「細胞検査士会会計に関する細則」への変更	p19
3 号議案：「会計処理規程運用細則」「各委員会の会計処理指針」 「経理委員会の会計処理指針」「学術事業特別会計運用細則」の廃止	p21
4 号議案：「委員会に関する細則」の変更	p26
5 号議案：「委員長会議に関する運用細則」の変更	p26
6 号議案：「委員会業務分担要綱」の変更	p27
7 号議案：「公益社団法人日本臨床細胞学会細胞検査士会に関する施行細則」の変更	P30
IX. 資料	p31

### Ⅲ. 平成 26 年度 第 3 回細胞検査士会役員会議事録の確認

日時：第 56 回日本臨床細胞学会春期大会 平成 27 年 6 月 11 日 14 時 00 分～14 時 30 分

場所：ホテルー畑 サンシャイン B 1 階

出席：[会長] 石井 保吉 [副会長 2] 伊藤 仁, 是松 元子 [幹事 34] 片山 博徳, 大塚 重則, 仲村 武, 平田 哲士, 河原 明彦, 上野 喜三郎, 竹中 明美, 南部 雅美, 小川 勝成, 小松 京子, 古田 則行, 服部 学, 大野 喜作, 三宅 真司, 青木 潤, 阿部 英二, 遠藤 浩之, 及川 洋恵, 蒲 貞行, 笹井 伸哉, 矢野 恵子, 田上 稔, 畠 榮, 畠山 重春, 羽原 利幸, 原田 仁稔, 廣井 禎之, 深澤 政勝, 藤井 和晃, 丸田 淳子, 三宅 康之, 山城 篤, 山本 秀巨, 鷺谷 清, [監事 1] 安松 広光 (敬称略)

会の成立：役員 47 名中 38 名出席, 委任状提出 6 名, 仲村庶務委員長が成立を宣言

議長選出：役員会運営に関する細則第 6 条により, 片山総務委員長を選任

議事録作成：庶務委員会 (丸田幹事, 仲村委員長)

議事録署名人：石井会長, 安松監事

石井会長挨拶：会長期間中の協力に感謝している。また、「子宮の日」の活動に 30 都道府県の協力が得られていることにもお礼を述べる。自分なりに掲げたことは 8 割達成出来たと思う。専門医会, 学会とも良好な関係を保ち, ワークショップなども検査士が主催することが出来た。次年度は伊藤会長はじめ, 新役員も若返り, 新しい力または方向性を持って, 和が崩れることなく, うまくまとまっていくように希望する。

伊藤新会長：推進協会の解体から公益社団法人の設立において, 幹事の皆様の多大なる功績に対し感謝する。来年には IAC さらに 50 周年記念事業を控え, 幹事の皆様へはさらにご支援を頂きたい。副会長 4 期 8 年の経験を生かして, 次世代の細胞検査士会を運営して行きたい。

#### 1. 報告, 確認事項

役員会みなし決議：平成 27 年度事業計画案・予算案

役員会運営に関する細則第 5 条 2 により, 役員会 ML にて片山総務委員長を議長に, 平成 27 年 2 月 23 日(月)23 時～26 日(金)20 時の間に審議し, 全幹事 45 名の賛成を得て, 議決, 承認した。

#### 2. 審議結果

1) 第 1 号：平成 26 年度事業報告, 第 2 号議案：平成 26 年度収支決算

議案書の通り事業報告, 会計報告, 監査報告を一括審議し, 議決, 承認した。

2) 第 3 号議案：平成 27 年度事業計画, 第 4 号議案：平成 27 年度予算

みなし決議に変更ないことを確認した。

3) 第 5 号議案：監事の推薦

監事候補として上野 喜三郎氏, 片岡 秀夫氏を推薦することを審議, 議決, 承認し, 検査士会定時総会に議案提出とした。

4) 第 6 号議案：日本細胞診断学推進協会細胞検査士会会計処理規程から

細胞検査士会会計に関する細則への変更

継続審議とし, 第 2 回役員会での議決を予定する。

5) 第 7 号議案：会計処理規程運用細則から細胞検査士会会計に関する細則への変更

継続審議とし, 第 2 回役員会またはそれ以降の議決を予定する。

6) 第 8 号議案：各委員会の会計処理指針から細胞検査士会各委員会の会計処理要綱への変更

廃案とし, 経理委員会の内規または申し合わせ事項にする。

7) 第9号議案 経理委員会の会計処理指針から経理委員会会計処理要綱への変更  
廃案とし、経理委員会の内規または申し合わせ事項にする。

### 3. 審議内容

1) 役員会みなし決議：平成27年度事業計画案・予算案

#### 総務委員会

Q：チーム医療協議会の年会費 200,000 円を本部経費に計上した結果、合計で 139,000 円の減額予算となる。雑費の 100,000 円、消耗什器備品 30,000 円、旅費交通費 9,000 円の減額分がこれに該当するのか。ならば、26 年度のチーム 医療協議会の年会費の支出項目はどのように処理するのか。また、経理委員長からの報告にあった 200,000 円との差額 61,000 円については増額予算と考えるのか。

A：チーム医療協議会の今年度年会費は雑費より 100,000 円の支払い済。H27 度より事務経費などの関係で 200,000 円になる。今年度、消耗什器備品費として 30,000 円はポータブルプリンター代として計上した。9,000 円の旅費交通費はチーム医療協議会の会議用である。

H26 年度にプリンターは購入していないので H27 年度の消耗什器備品費には計上しない。チーム医療協議会の会議用交通費 9,000 円は H27 年度の本部へ旅費交通費として計上した。

#### 経理委員会

Q：実質的に会議費等を前年度実績より減額されているが、決算の予想実績から問題ないと御判断されたのか？

A：平成 27 年度本部経費予算案は、選挙費用の支出は無く、チーム医療協議会の支出増、学会時の役員会等の会議費の支出増が加わりました。それ以外は前年に比べ大きな差はありません。

Q：本来は、会場費は大会長が工面されるものと理解しているが、仮に不足が見込まれる場合は、大会長が事前に学会に補助を求めるのが妥当ではないかと考える。

Q：この学術集会（学会時の役員会開催費用は「室料」という形で学術集会（大会）長から請求されているのか？それとも学会法人からの請求（とすれば名目は？）なのか？この辺りの請求根拠（理由）についてはどのような説明を受けられたのか？

A：横浜の学会以前は学会開催の会長に負担して頂いた。横浜の学会より、検査士会、専門医会ともに会議を負担するように理事長と協議した結果、公益社団法人化されたことを機に専門医会、検査士会は共に自立し会議費は横浜の学会から自分たちで予算立てしようという事になった。

Q：そのような重要な節目の変更事項は、役員会、総会でもご連絡頂く配慮を役員として、会員として執行部に期待する。

Q：50 周年記念事業予算に対する過不足が生じた場合の経理処理はどうか。

A：平成 24 年までは積立金として、経理委員会が特別会計として管理していた。平成 25 年の法人化に伴い、検査士会の記念事業準備口座に移し、現時点では 500 万円になる。いずれは本部経費から独立して記念事業準備口座の会計を施行した場合、その報告書も別に作成すべき。この準備金のより良い管理方法・運用方法は今後、皆様と考えながら会計を実施すべきと思う過不足が生じた場合、現在すぐに明確なご返事ができない。学会の検査士会口座繰越金から補填してもらうために、検査士会として学会に早めから働きかけることぐらい。

#### 都道府県代表者委員会

Q：会議費 124,000 円（昨年より 10,000 円増額）の中には 学会への会場費支払いが含まれているのか。役員会等の会議費」と 300,000 円であるが、この「等」には 都道府県代表者会議は含まれ

ていないのか。

A:会場の往復の交通費として今回、一人2000円×47都道府県代表者の方々の分の予算請求をした。  
精度保証委員会

Q:他委員会より旅費交通費が多いのは、小委員会ごとの会議を開催する必要性からか。小委員会の人数や会議頻度が事業計画に明示されていない。

A:小委員会の会議のためである。小委員会は、細胞診標本作製マニュアル「泌尿器」の改訂と新規に「消化器」の2委員会を立ち上げ予定。各小委員会を全国各地から構成し、名程で、1名の交通費を平均15,000円程×10名で15万円。細胞検査士教育セミナー時のセルフアセスメント会議で精度保障委員3名の交通費が約5万円で20万円とした。会議頻度は年1回を予定あとはメール等で行う。

50周年記念事業準備委員会

Q:記念誌発刊事業など予算がある程度かかると思われ、現在、年間2,000,000円の準備金を積み立てているが、増額の要否などの御見解はどうか

A:積立金は最終的には900万円になる予定。50周年記念事業の予算案1250万円の70%にあたる。残り30%は、参加費や企業の協賛金・広告料などの予測しづらいお金に頼ることになる。積立金の増額が可能であれば、経理委員会と相談する。

その他

Q:電子会議の期間が三日間は短い、せめて一週間はほしい

A:細胞検査士会予算案を2月末までに学会に提出するため、また必要な書類の準備に時間がかかり、短期間の審議期間となった。

Q:公益社団法人日本臨床細胞学会として、子宮の日のような公益目的事業に配布用啓発資料等を作成してもらうように働きかけることも必要と思う。

2) 50周年記念事業について

理事会で17年秋の学会開催地が決定したら、新役員会で50周年記念事業開催地を決めたい。50周年記念事業の予算1250万円に対し、今のままでは900万円しか集まらない、なんとか次年度以降の予算で増額を今後検討してほしい。

(消費税が10%になるのも考慮する必要がある、こじんまりとやるのも良い)

(細胞学会にも協力してもらったらどうか)

(次の予算の時に100万円増額する方法)

(50周年記念事業予算案を作って、不足分を細胞学会の検査士会予算から賄う)

3) その他の発言

(1)青木幹事:がん拠点病院設置要件細胞検査士名が入ったが資格名が明記されたからには養成基準もしっかりとしたものにして欲しいと、厚労省の担当官から指摘されたことを大学関係者から聞いた。大学卒業時に資格が得られることが問題視されており、細胞検査士会の今後の活動において頭に入れておいていただきたい。

(2)青木幹事:石井会長は学会での細胞検査士の発言力を高めるためにもっと正会員になって欲しいと言われているが、準会員になった細胞検査士には後ろめたさを感じる人もいる。公益社団法人化は多くの細胞検査士が準会員になったから実現した。本当に発言力を高めるためには理事や評議員が増えなくてはならない。会長は目標とする理事数、評議員数を想定されておられるのか。目標数がきまれば、評議員を目指すという目的が具体化し

細胞検査士の学術活動もより活発になると思う。

- (3) 石井会長：将来的に 10 名理事は難しいかもしれない。しかし、専門医会とも現在は良い関係にあり、焦らずに細胞検査士を前に出すような学会にしたい。

議事録署名人 石井 保吉  
安松 弘光

#### IV. 平成 27 年度 細胞検査士会定時総会議事録の確認

日時：平成 27 年 6 月 14 日 (日) 10:30~11:30

会場：松江テルサ 1 階 テルサホール B・C

参加人数：63 名

開会：石井会長より開催宣言

議長選出：総会に関する運用細則 第 5 条により、平田規約委員長が議長に選任

議事録作成：庶務委員会（笹井幹事）

議事録署名人：平田規約委員長、三宅 50 周年記念事業委員長

##### 1. 報告事項

- 1) 物故会員：仲村庶務委員長が氏名を朗読し、出席者全員で黙祷を捧げた。

角橋 安貞 様 (CT 2962) 2014 年 10 月 3 日ご逝去  
谷口 盛人 様 (CT 3559) 2014 年 12 月 30 日ご逝去  
山本 格士 様 (CT 247) 2015 年 1 月 8 日ご逝去  
遠藤 理子 様 (CT 4301) 2015 年 5 月 24 日ご逝去

##### 2) 会長報告

第 3 回 公益社団法人 日本臨床細胞学会総会、理事会が開催された。理事長に慶應義塾大学婦人科の青木 大輔先生が就任された。細胞検査士関係では情報処理委員長に伊藤副会長が私の後を引きついて拝命した。理事には、石井会長、伊藤副会長、小松都道府県代表者委員長の 3 名が就任した。第 56 回日本臨床細胞学会秋季大会の開催地が福岡（九州大学 加来 恒壽 先生）に決定した。年度途中の会員種別変更について、準会員が正会員に変更した場合は年会費の差額を収めることになった。また、正会員が準会員になった場合には年会費の差額は返還しない。詳細は都道府県メール等で連絡する。

##### 2. 審議結果

- 1) 第 1 号、第 2 号議案を一括で承認

議案説明を第 1 号議案：平成 25 年度事業報告は石井会長、第 2 号議案：平成 26 年度会計 報告は大塚経理委員長が行い、第 1 号、第 2 号議案について安松監事が監査報告し、一括して審議、議決、承認した。

- 2) 第 3 号、第 4 号議案は一括で承認

第 3 号議案：平成 27 年度事業計画は石井会長が議案書掲載分に以下の事業計画を加えて議案説明した。

2015 年

10 月 10 日(土), 11 日(日) 細胞検査士養成ワークショップ (第 1 回)  
大阪医科大学

10 月 17 日(土), 18 日(日) 細胞検査士養成ワークショップ (第 2 回)  
日本大学医学部板橋病院

開催日未定                    口腔領域ワークショップ（第1回）  
 開催日未定                    口腔領域ワークショップ（第2回）  
 7月6日(月)～18日(土)        第124回細胞検査士養成講習会  
   東京医学技術専門学校 実施委員長 伊藤 仁  
 7月18日(土),19日(日)        第70回細胞検査士ワークショップ  
   福井県立病院・福井大学 実施委員長 水野 幸恵  
 8月29日(土),30日(日)        第69回細胞検査士教育セミナー  
   日本教育会館 実施委員長 古田 則行  
 9月5日(土),6日(日)         第70回細胞検査士教育セミナー  
   神戸新聞松方ホール 実施委員長 小川 隆文

2016年

3月12日(土),13日(日)        第71回細胞検査士ワークショップ  
   福岡大学 実施委員長 南部 雅美

第4号議案 :平成27年度予算案は大塚経理委員長が議案説明した。

第3号,第4号議案について一括して審議,議決,承認した。

### 3) 5号議案を承認

監事候補として役員会で推薦された上野 喜三郎氏,片岡 秀夫氏について審議,議決,承認した。

議長退任 : 審議終了し議長退任。定時総会終結に伴い,新旧役員が交代した。

役員交代について

#### 1) 石井前会長挨拶

2年間長いようで短かったかな?結構多忙でした。自分でやりたかった事は結構やれたのではないかとと思っています。たとえば,検査士会が主体になって始めた子宮の日の活動を学会の事業として取り上げてもらうようになりました。今後は専門医会も一緒になって活動していくような場になっていくと思います。学会から5万円の活動費しか貰えませんでした。皆さん大変喜んで頂きました。ありがとうございました。私のやれなかった事,これからやらねばならない事,検査士会が一つにまとまってやらなければならない事を伊藤会長に引き継いでバトンタッチいたします。伊藤会長,片山副会長,小松副会長よろしく願いいたします。

#### 2) 伊藤新会長挨拶

平成27年度,28年度の会長を務めさせて頂くことになりました東海大学の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まずは,今回で任を終わられる石井会長,副会長,各委員長,幹事の皆様に御礼を申し上げたいと思います。ここ2年間位は,学会の公益社団法人の立ち上げという大きな事業がありました。本当にご苦勞なさったと思います。私がここから会長になるわけですが,来年はIACの国際細胞学会が横浜で開催される事が決定しておりますし,その翌年は細胞検査士会50周年記念という大きな事業が控えております。会員の皆様方,役員の皆様方のお力をお借りして細胞検査士会を益々盛り上げていきたいと思っておりますので皆様どうぞよろしくお願いいたします。連絡事項:今年の細胞検査士1次試験は新大阪でしか行いません。新大阪ではホテルが取りづらくなっているようなのでなるべく早く予約をするようお伝えください。

#### 3) 新役員発表:伊藤会長より

去年,選挙で選ばれた31名と会長推薦(アスタリスク)で選任された幹事で平成27年度,28年度はこの構成でやっていきたいと思う。

細胞検査士会 27-28 年度 役員名簿				
会長	伊藤 仁			
副会長	小松 京子	総務, 庶務, 国際, 情報, 規約, 渉外		
副会長	片山 博徳	学術, 精度保障, 経理, 編集, あり方		
幹事	平田 哲士	総務委員長	幹事	小林 幸弘
幹事	阿部 仁	経理委員長	幹事*	小山 芳徳
幹事	仲村 武	庶務委員長	幹事*	笹井 伸哉
幹事	深澤 政勝	規約委員長	幹事	澁木 康雄
幹事	河原 明彦	渉外委員長	幹事	田所 猛
幹事	阿部 英二	編集委員長	幹事*	棚田 諭
幹事	古田 則行	学術委員長	幹事	野崎 正行
幹事	南部 雅美	国際委員長	幹事	畠 榮
幹事*	小川 勝成	情報委員長	幹事	服部 学
幹事	遠藤 浩之	都道府県代表者委員長	幹事	羽原 利幸
幹事	原田 仁稔	あり方委員長	幹事*	廣井 禎之
幹事	竹中 明美	精度保障委員長	幹事*	藤田 勝
幹事	今枝 義博	子宮頸がん検診委員長	幹事*	松本 慎二
幹事	三宅 真司	50 周年記念事業準備委員長	幹事*	丸川 活司
幹事	安達 博成		幹事	丸田 淳子
幹事	石井 保吉		幹事	三宅 康之
幹事	今井 律子		幹事	矢野 恵子
幹事	及川 洋恵		幹事	矢羽田 一信
幹事*	大野 喜作		幹事*	山城 篤
幹事*	柿沼 廣邦		幹事*	横山 俊朗
幹事*	加戸 伸明		監事	上野 喜三郎
幹事*	川口 詳司		監事	片岡 秀夫

議事録署名人 平田 哲士  
三宅 真司

## V. 平成 27 年度第 1 回細胞検査士会役員会議事録の確認

日時：第 56 回日本臨床細胞学会春期大会平成 27 年 6 月 14 日 11 時 30 分～12 時 00 分

場所：松江テルサ 4 階研修室 1

出席：[会長] 伊藤仁 [副会長：2] 小松京子，片山博徳

[幹事：32]，平田 哲士，阿部 仁，仲村 武，阿部 英二，古田 則行，南部 雅美，小川 勝成，遠藤 浩之，原田 仁稔，竹中 明美，今枝 義博，三宅 真司，安達 博成，石井保 吉，今井 律子，及川 洋恵，柿沼 廣邦，加戸 伸明，小山 芳徳，笹井 伸哉，澁木 康雄，田所 猛，棚田 諭，野崎 正行，服部 学，羽原 利幸，松本 慎二，丸川 活司，矢野 恵子，山城 篤，横山 俊朗  
[監事：1] 上野 喜三郎（敬称略）

会の成立：役員 47 名中 35 名出席，仲村庶務委員長が成立を宣言

議長選出：役員会運営に関する細則第 6 条により，平田総務委員長を選任

議事録作成：庶務委員会（仲村委員長）

議事録署名人：伊藤会長，上野監事

伊藤会長挨拶：新役員会は総会後に成立したばかりで，役員会の皆様方を確認していただきたい。  
役員構成は世代交代を意識し，会長推薦役員や委員長にも新しい人を起用した。  
この新しい体制で 2 年間細胞検査士会を一杯運営していくので，よろしくお願  
いしたい。

### 1. 報告事項

#### 1) 新役員の紹介と委員会構成について（資料 1-2）

会長より検査士会役員名簿，検査士会委員会名簿が提示され，各役員自己紹介した。

#### 2) 各委員長から都道府県細胞検査士会への伝達事項は，毎月 1 日に都道府県代表者会議 ML で配 信する。その都度配信することはない，至急の場合のみ対応する。

### 2. 審議結果

#### 1) 新役員紹介と委員会構成について（資料 1-2）

新役員と委員会構成に意義なく，この新体制で運営していくことを確認した。

#### 2) 50 周年記念事業開催地について

候補地の大阪，福岡より，2017 年秋福岡での開催を決定した。

議事録署名人 伊藤 仁  
上野 喜三郎

## VI. 報告事項

### 1. 総務委員会

第2回細胞検査士会役員会議案書作成，確認・検討事項と議案提出に関する各委員会との調整作業

### 2. 経理委員会

細胞検査士会会計に関する細則の見直し，経理委員会内規の見直し

### 3. 庶務委員会

1) 平成26年度第3回細胞検査士会役員会議事録作成

2) 平成27年度細胞検査士会定時総会議事録作成

3) 平成27年度第1回細胞検査士会役員会議事録作成

4) 委嘱状等，細胞検査士会発行番号・公印付文書の発行(第15-0001号～第15-0385号)

5) 弔電3件

### 4. 規約委員会

規則類の見直しを行い，「会計に関する細則へ」「委員会に関する細則」「委員長会議に関する運用則」「委員会業務分担要綱」「情報委員会内規 ホームページ及びメーリングリストに関する取り決め」「情報委員会内規 細胞検査士会ホームページ掲載申込書」を議題として提出した。

### 5. 渉外委員会

1) 子宮の日の活動：2015 Love49 プロジェクト，参加42都道府県(89.0%)

北海道，青森県，岩手県，宮城県，山形県，新潟県，長野県，茨城県，群馬県，埼玉県，東京都，千葉県，神奈川県，栃木県，富山県，石川県，福井県，愛知県，静岡県，岐阜県，三重県，滋賀県，兵庫県，奈良県，大阪府，和歌山県，京都府，広島県，山口県，鳥取県，岡山県，島根県，愛媛県，香川県，徳島県，福岡県，佐賀県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，長崎県  
にポケットティッシュ4万5千個を細胞検査士会から提供，配送した。

2) 平成26年度細胞検査士会公益広報活動調査(調査期間：4月～9月，回答率91%) 資料1p31

(1) 啓発・社会事業の報告

2014 Love49 キャンペーン実施都道府県数：39 都道府県(83.0%)，総イベント数：93，  
参加者数：約2406名(CT：1065，MT：217，MD：43，その他：1081)

(2) 育成・養成事業の報告

開催数：152(複数開催した都道府県あり)

参加者数：約3727名(CT：1916，MT：1424，MD：215，その他：119)

(3) 子宮頸がん検診推進活動支援金のアンケート報告(回答43都道府県細胞検査士会)

平成26年度子宮頸がん検診推進活動を申請：32

平成27年度子宮頸がん検診推進活動を申請：35

金額(5万円)の妥当性：妥当であり：33

3) LOVE49 キャンペーンのパネル展示

(1) 第56回日本臨床細胞学会総会担当者：山本前渉外委員

(2) 第54回日本臨床細胞学会秋期大会担当者：小林委員，田所委員

4) 第14回子宮頸がん予防・啓発連絡会議

2015年4月8日(水)，出席者：吉田委員

5) 子宮の日全国アクション2015報告会

第56回日本臨床細胞学会総会，細胞検査士と専門医から5演題。

第 57 回日本臨床細胞学会総会（横浜）に 2016 LOVE49 報告会実施予定。

6) 細胞検査士パンフレット「がん診断の担い手細胞検査士第 3 版」の配布

4-10 月末までに、4 施設に 1,850 部数を郵送したが、今年度は発送部数が少ない。  
印刷部数と郵送費がある限り、随時継続予定。

7) 第 11 回がん患者大集会の会場協力（2015.11.15 予定）

メイン会場：東京医科歯科大学 M&D タワー鈴木章夫講堂

メイン会場では東京都細胞検査士の方々にご協力頂く予定。

8) 2016 Love49 プロジェクトの準備 資料 2 p32

2016 Love49 キャンペーンの趣意書は庶務委員会へ発行依頼済み。

2016 Love49 キャンペーンで配布する細胞検査士会オリジナルグッズは 2015 Love49 と同様にポケットティッシュ「受けましょう、子宮頸がん検診」を作成し配布予定。

## 6. 編集委員会

細胞検査士会会報 58 号の編集，発行。

## 7. 学術委員会

1) 平成 27 年度 地域支援「初心者細胞検査士養成ワークショップ」

平成 27 年 4 月 19 日（金沢），参加者 52 名

2) 第 5 回・6 回「画像所見と細胞像 呼吸器と消化器（唾液腺・膵臓等）」

平成 27 年 5 月 23 日・24 日（熊本）参加者：第 5 回 58 名，第 6 回 26 名

3) 第 56 回日本臨床細胞学会総会（春期大会）平成 27 年 6 月 13 日・14 日（島根）

(1) 細胞検査士会要望教育シンポジウム（癌取扱い規約にそった組織像と細胞像）

(2) ヤング committee ワークショップ（LBC 検体の標本作製と応用）

(3) ヤングポスターセッション「わからん会」

## 8. 国際委員会

日・台・韓細胞検査士合同セミナー

2016 年は横浜で ICC 開催のため中止。

2017 年は開催国（台湾）の柯建興会長と 2 月 18-19 日で調整中。

第 14 回日韓細胞診合同会議（韓国 麗水）への参加

韓国 Hwa-Jeong Ha 会長と今後の日・台・韓細胞検査士合同セミナーに関する意見交換。

## 9. 情報委員会

1) 情報委員会の新メンバーにおける業務分担の決定

(1) HP 管理チームと情報委員会 ML の運用

(2) 求人情報チームと求人担当 ML の運用

2) 求人情報コンテンツのサイト内管理の構築

7 月より現 HP サーバーでの管理に移行し，新運用を開始

3) ホームページの更新実績

(1) 6 月

求人情報 6 件

HP 更新

A. 平成 27-28 年度新役員及び委員会名簿を掲載

B. 経理委員会 新着情報

平成 26 年度会計報告

平成 27 年度予算

C. 庶務委員会 新着情報

平成 27 年度事業計画

(2) 7 月

求人情報 7 件

HP 更新

A. 新着情報

細胞学会リニューアルのお知らせ

第 69 回(東京)・70 回(神戸) 細胞検査士教育セミナーのプログラム掲載

B. 新会長挨拶を掲載

C. 細胞検査士会会報

マイ・レクチャー記事 「甲状腺細胞診とベセスダシステム」

D. 経理委員会新着情報

平成 26 年度会計報告

平成 27 年度予算

(3) 8 月

求人情報 13 件

HP 更新

A. 子宮頸がん検診委員会 新着情報

子宮頸がん委員会の活動目標

B. セミナー・ワークショップ

第 2 回細胞検査士養成ワークショップ

C. 学術情報(勉強会・研修会)

第 4 回びわ湖病理細胞テュートリアル 液状化検体細胞診断講習会 第 2 回

D. 情報委員会 新着情報

平成 27 年度事業計画

(4) 9 月

求人情報 6 件

HP 更新

A. 新着情報

子宮頸がんセミナーのお知らせ

(5) 10 月

求人情報 7 件

HP 更新

A. セミナー・ワークショップ

第 1 回・2 回細胞検査士会ワークショップ

B. LOVE49(啓発活動)

2015LOVE49

C. 新着情報

## 第2回役員会及び都道府県代表者会議 開催のお知らせ

### 4) intercyto.com (インターネットサイトロジックHP) サーバー移行と再構築

(1) 当サイトのCMSシステム化と年内リニューアル公開を目標に準備中

(2) intercyto.com の運用

今後のデータ更新と運用プランニングの検討

5) 委員長会議メーリングリストの運用・管理

6月20日 委員長会議新ML<[icyto@ctjisc.com](mailto:icyto@ctjisc.com)>を開設

会長, 副会長, 各委員長及び幹事 19名を登録

\*細胞検査士会に関する施行細則第10条2「監事は、この会の会計及び事業を監査する」

委員長ML, 役員会ML, 都道府県代表者MLへ参加していただいています。

6) 役員会会議と都道府県代表者会議に関する新メーリングリストの移行準備

(1) 次年度より、役員会議及び都道府県代表者会議に関しても、同一サーバを用いての運用に変更する予定。

(2) 現在、両者のMLのメンバー登録を済ませ、バックアップ構築を完了している。

(3) 当会MLにおいてYahooメールでは、受信はできるが、返信ではじかれる事がある。

理由: Yahooメールがspamcopというところのブラックリストに載っている。

<http://www.spamcop.net/bl.shtml?183.79.56.136>

7) ML運用と設定状況 資料3 p32

### 10. 都道府県細胞検査士会代表者委員会

1) 平成27年度都道府県代表者名簿, 連絡網の作成。

2) 都道府県代表者代表者メーリングリストへの定期連絡(原則毎月1日)と臨時連絡。

3) 平成27年度第2回細胞検査士会都道府県代表者会議の開催。

4) 都道府県細胞検査士会に関する規則類の見直し。

### 11. あり方委員会

細胞検査士意識調査実施検討 資料4 p33

### 12. 精度保証委員会(前年度学術委員会・精度保証委員会)

1) 第69回・70回 細胞検査士教育セミナー セルフアセスメント問題作成会議  
平成27年7月16日(大阪)

2) 第69回・70回 細胞検査士教育セミナー セルフアセスメント問題作成会議  
平成27年8月1日(東京)

3) 第69回 細胞検査士教育セミナーの実施協力, 平成27年8月29日・30日(東京)

(1) セルフアセスメント(前年度学術委員会・精度保証委員会連携事業)

(2) ワークショップ(口腔領域の細胞診)

4) 第70回 細胞検査士教育セミナーの実施協力, 平成27年9月5日・6日(神戸)

(1) セルフアセスメント(前年度学術委員会・精度保証委員会連携事業)

(2) ワークショップ(口腔領域の細胞診)

5) 平成27年度 細胞検査士養成ワークショップ 問題作成会議, 平成27年9月26日(大阪)

6) 平成27年度 細胞検査士養成ワークショップ

平成27年10月10日・11日(大阪), 参加人数 116名

7) 平成27年度 細胞検査士養成ワークショップ

平成 27 年 10 月 17 日・18 日（東京），参加人数 108 名

### 13. 細胞検査士会創立 50 周年記念事業準備委員会

#### 1) 予算準備小委員会

都道府県代表者会議メーリングリストを使用し，30 周年と 40 周年記念事業での協賛企業・団体の一覧表を配布した。各都道府県代表者の皆様に，関連する企業・団体の有無，住所，連絡先等の確認，ならびにリスト上にない企業や団体の追加をお願いした。

#### 2) 功労賞選考準備小委員会

各都道府県から推薦いただく功労賞受賞予定者数を検討した。

[初期設定]

- (1)各都道府県，最低 1 名以上の推薦とする。
- (2)会員数 100 名に 1 名とし，十の位を四捨五入する。

[調整後の最終枠]

- (1)会員数 100 名に 1 名とし，一の位を四捨五入した後，十の位を四捨五入する。
- (2)会員数の把握時期と方法については，今後の検討課題。

都道府県	会員数 (人)	推薦枠 (初期設定)	調整枠 (+，-)	推薦枠 (最終)
北海道	310	3		3
青森県	58	1		1
岩手県	59	1		1
宮城県	115	1		1
秋田県	71	1		1
山形県	61	1		1
福島県	95	1		1
茨城県	117	1		1
栃木県	80	1		1
群馬県	131	1		1
埼玉県	306	3		3
千葉県	283	3		3
東京都	950	10		10
神奈川県	434	4		4
山梨県	43	1		1
長野県	148	1	1	2
新潟県	147	1	1	2
富山県	72	1		1
石川県	88	1		1
福井県	45	1		1
岐阜県	105	1		1
静岡県	168	2		2
愛知県	352	4		4
三重県	72	1		1

滋賀県	64	1		1
京都府	203	2		2
大阪府	468	5		5
兵庫県	295	3		3
奈良県	40	1		1
和歌山県	33	1		1
鳥取県	37	1		1
島根県	39	1		1
岡山県	145	1	1	2
広島県	185	2		2
山口県	114	1		1
徳島県	27	1		1
香川県	87	1		1
愛媛県	60	1		1
高知県	24	1		1
福岡県	386	4		4
佐賀県	45	1		1
長崎県	101	1		1
熊本県	131	1		1
大分県	83	1		1
宮崎県	40	1		1
鹿児島県	70	1		1
沖縄県	79	1		1
計	7066	80	3	83

#### 14. 子宮頸がん検診委員会

Love49 活動に関するアンケートの実施.

資料 5 p37

## Ⅶ. 確認、検討事項

### 1. 監事をすべての ML 構成員とすることについて

監事は委員長会議 ML と代表者会議 ML の構成員ではなかったが、役員会 ML に加え、委員長会議 ML と代表者会議 ML に監事を追加する。

(細胞検査士会に関する施行細則第 10 条2 監事は、この会の会計及び事業を監査する。)

### 2. 議案書と議事録の公開について

#### 1) 会報への掲載

公益化により定時総会の議事録掲載の必要も生じているが、役員会の議案書&議事録の形式で掲載だけでも分量が過多であり、議案書部分は HP 掲載とし、役員会と定時総会の議事録を掲載することとしたい。

#### 2) HP への掲載

議案書&議事録の形式で次回開催前に公開してきたが、議案書と議事録を分けて掲載したい。

(1) 役員会や定時総会后、できるだけ速やかに議事録(案)を掲載する。

(2) 学会前に役員会や定時総会議事案書(前回議事録案を含む)を掲載する。

(3) 議事録(案)は役員会で確認後、できるだけ速やかに議事録に変更して掲載する。

### 3. 会報発行時期の変更について

公益化後の役員任期変更に伴い、

1) 学会前(4月&10月)を学会後(7月&12月)に変更としたい。

2) 平成 28 年秋学会後 12 月から実施予定としたい。

### 4. 細胞検査士会創立 50 周年記念事業について

準備委員会の任期は 2017 年春まで、記念事業は 2017 年秋に決定された。準備委員会が検討した企画を引き継ぎ、事業を実現するための組織が必要である。

1) 30 周年記念事業を参考にし、「記念事業会」を設け、実務は「実行委員会」と「表彰選考委員会」が担当する。

2) 記念事業会の軸となる構成員は、伊藤会長、小松副会長、片山副会長、三宅 50 周年記念事業準備委員長、平田総務委員長、仲村庶務委員長、阿部英二編集委員長とし、実施要綱作成、組織構成、人選にあたる。

3) 構成員は役員任期とは異なる任期とする。

4) 実施要綱、組織構成、人選を 2016 年春の役員会までに決定する。

### 5. 精度保証委員会

1) 細胞検査士教育セミナーでのセルフアセスメントスライド回答データの解析と公開

解析・分析を行い、次年度のセルフアセスメントの症例の参考にするとともに、公開できるデータ作成を検討中

2) セルフアセスメントスライド貸し出し方法の検討について

出題者、全員の使用承諾は困難であり、新たな貸し出し方法を検討中

3) 細胞診標本作製マニュアル新規作製および改訂・名称変更について

(内容など、具体的な検討を行い、来年度には小委員会をたちあげたい。

6. 「細胞検査士会 ホームページに関する基本方針」から

「情報委員会内規 ホームページ及びメーリングリストに関する取り決め」への変更案

旧	新
<p><b>細胞検査士会</b> <b>ホームページに関する基本方針</b></p>	<p><b>情報委員会内規</b> <b>ホームページ（HP）及びメーリングリスト（ML）に関する取り決め</b></p>
<p>1. 目的 細胞検査士会ホームページでは、細胞検査士会の会員に役立つ情報提供を基本的骨子として運用する。本会が開催する研修会やセミナーに関する情報、あるいは日本臨床細胞学会が発信する細胞検査士に関連情報を掲載する。</p>	<p>1. 目的 1) HP の管理運営 細胞検査士会に関する施行細則第 4 条の事業に関する情報提供及び会員に役立つ情報提供を目的とする。 2) ML の管理運営 円滑で迅速な会務運営を目的とする。</p>
<p>2. 基本的運用 HPの運用は、細胞検査士会情報委員会が、基本的な運用管理を行う。新コンテンツマネジメントシステム(CMS)を導入して、レイアウトを統一して見やすいコンテンツを目指します。</p>	<p>2. 基本方針 細胞検査士会 電子的通信手段の利用に関する細則に基づいた管理運営に努める。 1) HP は Word Press (CMS) を用いて、レイアウトの統一と利用しやすいコンテンツを目指す。 2) HP, ML のプロバイダーは共通の 1 社とする。</p>
<p>3. 掲載情報 ・細胞検査士会が主催する研修会・セミナーや各種行事の情報発信 ・各種委員会からの活動情報や報告事項 ・当会から一般市民に発信する啓発活動の紹介など ・会報の lecture 記事を掲載 ・会員への求人情報</p>	<p>3. HP 掲載情報 1) 研修会・セミナーや各種行事に関する情報。 2) 各委員会からの活動予定情報や報告事項。 3) 公衆の健康維持に関する啓発活動情報。 4) 細胞検査士会会報記事 My lecture。 5) 病理細胞診業務に関する求人情報。 6) その他、外部からの学術事業に関する情報。</p>
<p>4. 研修会掲載について 当会が企画する研修会の掲載は、会長あるいは企画委員長からの依頼を受けてHPに掲載する。 5. 関連研究会等からの掲載依頼 研修会の案内掲載に関する依頼は、所定のhp掲載申込み書で申請してください。</p>	<p>4. HP 掲載方法 1) 当会の事業に関する情報は、会長あるいは担当委員長からの依頼を受けて掲載する。 2) 各都道府県細胞検査士会の事業に関する情報は、都道府県代表者委員長からの依頼を受けて掲載する。 3) 本法人及び地域連携組織の事業に関する情報は会長からの依頼を受けて掲載する。 4) この他、個人や団体などの事業に関する情報掲載依頼は、ホームページ掲載申込み書で受付し、掲載の可否を判断する。</p>
<p>hp_掲載申込書</p>	<p>5. ML 運用管理者 1) 各 ML にML 運用管理者を定める。 2) ML 運用管理者は電子的通信手段の利用に関する細則の遵守に努める。</p>

<p>附 則</p> <p>1. この要綱は、平成 2?年?月?日より施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1. 平成 2?年?月?日より施行する。</p> <p>2. 平成27年11月20日 一部改定。</p>
--	--

7. 「細胞検査士会ホームページ掲載申込書」から

「情報委員会内規 細胞検査士会ホームページ掲載申込書」の変更

細胞検査士会ホームページ掲載申込書			
<p>情報委員長 殿</p> <p>細胞検査士会ホームページへの掲載を申し込みます。</p>			
掲載申込日：平成 年 月 日（ ）		受付日：平成 年 月 日（ ）	
掲載日指定	有 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日（ ）	会 長	総務委員長
	無 <input type="checkbox"/>		情報委員長
	*該当箇所にチェック <input checked="" type="checkbox"/> してください		
タイトル			
掲載内容	別途添付のこと（様式自由）		
連絡先	ご所属		
	ご担当者様氏名		

	電話番号または E-mail アドレス
備考	

\* 太枠内に必要事項をご記入ください  
\* ご提出のない場合には、掲載されませんのでご注意ください

公益社団法人日本臨床細胞学会細胞検査士会

8. 細胞検査士意識調査のお願い（案）と質問用紙（案） **資料 4**

## Ⅷ. 議案

### 1号議案：「細胞検査士会ホームページ記事掲載依頼要綱」の廃止

#### 細胞検査士会ホームページ記事掲載依頼要綱

(2011.10.01 情報委員会)

細胞検査士会（以下、「本会」）情報委員会では、本会ホームページ（以下、「HP」）の「新着情報」、「お知らせ」に掲載する有益な情報記事を次のように受け付けています。

#### 1. 掲載内容の基準

- 1) 掲載する記事は本会および会員の利益もしくは知識の共有に資する価値等があるもの、社会的に掲載すべき価値があるものとしします。
- 2) 掲載する記事には、主催者が取りまとめることを明記するなど、本会や情報委員会が問い合わせや会費納入等の窓口であると誤解されるような内容を含まないものとしてください。

#### 2. 掲載依頼の方法

- 1) 原則として依頼は情報委員会（news@intercyto.com）宛てに電子メールで行ってください。
- 2) 依頼記事の原稿は Word もしくはテキスト文書でお願いします。掲載記事は A4 で 2 ページ以内とします。
- 3) 原則として画像は掲載しませんが、リンクを張り付けることは可能です。

#### 3. 掲載できない場合

- 1) 記事掲載の可否に関する判断は、掲載基準の内容に照らして情報委員会が行いますが、情報委員長は必要に応じて会長または各委員長などと協議することもあります。
- 2) 本会もしくは会員に不利益を生ずるおそれのある場合、あるいは個人的利益や営利目的または売名行為などの可能性がある場合と判断した場合は掲載をお断りします。また、掲載した後であっても、ただちに掲載を中止することがあります。
- 3) 記事の掲載をお断りする場合は、情報委員会より依頼者に対して記載中止とその理由を通知します。

#### 4. 掲載内容の責任

- 1) 掲載記事の内容については、依頼者が責任をもってください。本会および情報委員会は内容についての責任を一切負いません。
- 2) 万一、記事の掲載によってトラブルが発生した場合は依頼者の責任において解決するものとし、本会はその責任を一切取りません。そのことに依頼者の了解が得られない場合は掲載しません。

#### 5. その他

- 1) 記事の内容によっては、「自由コラム」、「Internet Cytology」など他のカテゴリーへの変更をお願いすることもあります。
- 2) この要綱は 2011 年 10 月 01 日から適用し、改正は必要に応じ随時行います。

2号議案：日本細胞診断学推進協会細胞検査士会会計処理規程から

細胞検査士会会計に関する細則への変更

旧	新
日本細胞診断学推進協会細胞検査士会 会計処理規程 (平成20年11月14日 制定)	細胞検査士会 会計に関する細則
(総則) 第1条 この規程は、日本細胞診断学推進協会細胞検査士会(本会)の会計処理について定める。本会における会計の取り扱いは、本会の規約によるほか、この規程による。	第1条(総則) 公益社団法人日本臨床細胞学会細胞検査士会に関する施行細則に基づき、会計に関して定める。
(会計年度) 第2条 本会の会計年度は、規約の定めるところに従い、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。 (会計区分) 第3条 本会の会計は、次のように区分して収支計算を行う。 (1) 一般会計 (2) 特別会計 2. 事業遂行上、一般会計と区分する必要がある場合に、役員会の承認を経て特別会計を設けることができる。 (会計単位) 第4条 一般会計は、規約に定める通常継続して行う事業について、本会全体に係る本部経費と、各常設委員会(委員会)の事業に係る委員会運営費の収支計算との統一会計とする。 (会計責任者) 第5条 本会の会計業務は、経理委員会が担当し、会計責任者は経理委員長とする。ただし、特別会計においては、役員会の承認を得て会計責任者を別に置くことができる。 (勘定科目) 第6条 本会の会計は、収入と支出の部に分け、別に定める勘定科目により処理する。 2. 収入科目のうち、本会会費の徴収額および徴収方法は別に定める。 (会計帳簿) 第7条 経理委員会は、会計帳簿類を証憑書類に基づいて公正に作成、管理しなければならない。	会計年度は施行細則で規定済み  公益社団法人内の組織であり、特別会計の実行は不可能  責任者は会長であるべき  本法人の方法に従うので規定しない
(予算編成) 第8条 会計の収入支出は、毎会計年度ごとに各会計区分別に編成する予算による。 2. 各委員会は、毎会計年度開始前に、事業計画に基づく委員会運営費の予算案を経理委員長に提出しなければならない。 3. 経理委員会は、毎会計年度開始前に、各委員会運営費をもとに本会全体の一般会計予算を編成し、会長に提出しなければならない。特別会計の会計責任者についても、同様に特別会計予算を編成し、会長に提出しなければならない。 4. 会長は、編成した予算を、役員会に報告して承認を得なければならない。ただし、これを経理委員長に命じて行わせることができる。	第2条(事業計画・予算書) 1. 事業計画・予算書は毎会計年度開始前の2月末までに役員会で承認し、本法人理事会承認後、会計年度開始より3カ月以内に細胞検査士会総会で承認する。 2. 会長は、事業計画・予算書の作成を総務委員長、経理委員長に命じて行わせることができる。 3. 総務委員長、経理委員長は各委員長から委員会の事業計画・予算案の提出を受け、事業計画・予算書を作成することができる。
(予算執行) 第9条 収入および支出の執行については、原則として予算に準拠して行わなければならない。 2. 予算の執行にあたっては、本部経費は会長の承認のもとに経理委員長が、委員会経費は各委員長が出納責任を負	事業計画、予算に基づく活動は当然で規定不要

<p>う。ただし、特別会計において、別に会計責任者が置かれている場合は、その者が出納責任を負う。</p> <p>(補正予算)</p> <p>第 10 条 会長は、やむをえない理由により、収支予算の補正を必要とするときは、補正予算の作成を経理委員会に命ずることができる。補正予算は、役員会の承認を得て発効する。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第 11 条 予算が成立するまでの間、暫定予算をもって組織運営を行うことができる。ただし、本予算の成立時には、暫定予算に基づく会計行為および債権債務は本予算に基づいて行ったものとみなす。</p> <p>2. 前項の暫定予算の執行期間は 6 か月を越えてはならない。</p>	<p>出納の担当者・責任者は経理委員長であるべきでは？</p> <p>補正予算は可能か？</p> <p>前年度中に予算は確定するため暫定予算は不要</p>
<p>(決算報告)</p> <p>第 12 条 各委員会は、毎会計年度の終了に当たり委員会経費の収支結果を経理委員長に報告しなければならない。特別会計の会計責任者についても同様とする。</p> <p>2. 経理委員会は、各委員会の収支報告を受けて、毎会計年度の終了後に会計区分ごとの収支決算書を作成し、会計監査を受けた後、会長に提出しなければならない。</p> <p>3. 会長は、収支決算書および会計監査報告書を役員会に報告し、承認を受けなければならない。ただし、これを経理委員長に命じて行わせることができる。</p> <p>(会計監査)</p> <p>第 13 条 会計監査は、規約に従い監事が次の事項について行う。</p> <p>(1) 予算執行の適否</p> <p>(2) 帳簿記載内容と証憑書類の照合など会計処理の適否</p> <p>(3) 物品購入、契約方法および備品管理の適否</p> <p>(4) 現金、預金の確認</p> <p>(5) その他必要と認められた事項</p> <p>2. 監事は、監査結果をもとに会計監査報告書を作成しなければならない。</p>	<p>第 3 条 (事業報告・収支決算書)</p> <p>1. 事業報告・収支決算書は、毎年 4 月に監査し、役員会で承認後、本法人理事会で承認を受け、会計年度終了より 3 カ月以内に細胞検査士会総会で承認する。</p> <p>2. 会長は、事業報告・収支決算書の作成を総務委員長、経理委員長に命じて行わせることができる。</p> <p>3. 総務委員長、経理委員長は各委員長から委員会の事業報告・収支決算書の提出を受け、事業報告・収支決算書を作成することができる。</p> <p>第 4 条 (監査)</p> <p>監事は、会計及び事業を監査し、監査報告書を作成する。</p>
<p>(会計報告)</p> <p>第 14 条 会長は、役員会の承認を得た収支決算にもとづき、会員に対して会計報告を公示しなければならない。ただし、これを経理委員長に命じて行わせることができる。</p> <p>2. 公示に際しては科目などを簡素化することができる。</p>	<p>幹事は役員会に対して監査報告書</p> <p>役員会は会員に対して、</p> <p>「事業計画・予算」「事業報告・決算」を定時総会での承認を求める。</p>
<p>(規程の運用)</p> <p>第 15 条 この規程の実施に関しては、特に定めるものを除き、別に定めるこの規程の運用細則により行う。</p> <p>2. この規程および前項の細則類に定めのない会計処理については、会長の決済を得て会計責任者が行う。</p>	<p>第 5 条 (細則の変更)</p> <p>この細則の変更は役員会の承認を経なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1. この細則は、平成 20 年 11 月 14 日より施行する。経理</p> <p>2. 平成 27 年 11 月 20 日 一部改定</p>

3号議案：「会計処理規程運用細則」「各委員会の会計処理指針」「経理委員会の会計処理指針」  
「学術事業特別会計運用細則」の廃止

会計処理規程運用細則

(平成20年11月14日 制定)

第1条 (総則)

この細則は、日本細胞診断学推進協会細胞検査士会(以下、「本会」)会計処理規程の実施に伴う細目について定めるもので、本会における全ての会計に適用される。

第2条 (予算および決算)

1. 予算書および収支決算書は、会計処理規程に定める会計区分ごとに、原則として収入および支出の各部に分けて記載し、収入についてはその源泉別に、支出についてはその用途別に科目を区別する。
2. 一般会計の支出は、本部経費と委員会運営費に分けて計上することができる。

第3条 (本部経費)

本会を代表して行う会長、副会長の活動費のほか、臨時に設置した委員会の運営および委員会間の連絡調整に要する支出は本部経費として計上する。

第4条 (委員会運営費)

1. 委員会運営費は、原則として各常設委員会の事業運営に充てるものとし、常設委員会ごとに予算決算を行い、委員会間の予算の流用は認めない。
2. 委員会内に小委員会を設置した場合、小委員会の運営は所属委員会の予算により行う。
3. 委員会運営費には、各委員会予算とは別に、予備費を設けることができる。委員会経費に不足を生じた場合は、経理委員長の決済で予備費より充当することができる。

第5条 (収入科目)

1. 一般会計の収入源泉は、会費およびその他の収入とする。
2. 特別会計においては、この細則に定めるもの以外の収入科目を設けることができる。

第6条 (会費)

1. 会員は、本会に入会金および年会費1,000円を納入しなければならない。その納入方法は、入会時および細胞検査士資格更新時に4年分(4,000円)を一括納入するものとする。
2. 会費の徴収額および徴収方法の変更は、この細則の変更により行う。

第7条 (その他の収入)

1. その他の収入として、次の科目細目を設ける。  
(1) 事業収入 (2) 寄付金収入 (3) 公告収入  
(4) 補助金収入 (5) 受取利息 (6) 雑収入
2. 前項に定める収入は、原則として経理委員会で一括して管理する。これらの収入は、特別会計の原資に充てることができる。

第8条 (事業収入)

本会主催の事業に関して、参加費を徴収した場合や物品頒布を行った場合は事業収入として報告する。

第9条 (寄付金収入)

1. 他の団体、個人などより寄付金を得る場合は、会長の許可を必要とする。
2. 寄付金の受取に際して、領収書を発行する必要がある場合は、経理委員会が行う。

第10条 (公告収入)

会長の承認を得て、本会の刊行物などについて企業、団体などより公告収入を得ることができる。

#### 第 11 条（支出科目）

1. 支出のために、次の科目を設ける。

- (1) 通信運送費（通信費） (2) 印刷製本費（印刷費） (3) 旅費交通費（交通費）  
(4) 会議費 (5) 事務消耗品費（事務費） (6) その他

2. 特別会計においては、前項によるもの以外の支出科目を設けることができる。

#### 第 12 条（通信費）

1. 通信運送費（通信費）は、会務に伴う通信・連絡および物資の運搬に係る経費とし、切手代など郵便・宅配料金、電話・FAX、インターネット接続などに要する費用を含むものとする。

2. メーリングリスト（ML）管理に要する費用は、MLを管理する委員会の予算より支出する。

3. 会報・書籍などの発送に要する費用も通信費として計上する。

#### 第 13 条（印刷費）

印刷製本費（印刷費）は、本会が発行する書籍や印刷物などの編集、印刷、製本などを外部委託して行う際の費用とし、会議資料など内部資料の作成費用は、第 16 条による事務費を充てる。

#### 第 14 条（交通費）

1. 役員、委員などが本会の会議等に出席する場合には、移動に要した費用および宿泊を要する場合の宿泊費用を旅費交通費（交通費）として支給することができる。

2. 移動費用は、通常の経路および方法による鉄道、バス、航空料金、船賃などの実費を基本とする。宿泊費用については、当分の間、1泊につき 10,000 円を限度とする。

3. 旅費交通費等の支給を受けた者は、本会宛ての領収書に署名して提出しなければならない。なお、その場合の領収書には収入印紙の貼付は行わない。

#### 第 15 条（会議費）

会議費は、会場および会議用備品の使用料、会議用の茶菓、弁当代などに充てる。会場使用料を除き、当分の間、参加者 1 名あたり 1 回 2,000 円以内を支出の上限とする。

#### 第 16 条（事務費）

事務用品、用紙類の購入費やコピー費などのほか、1 組 100,000 円未満の文具、什器、PC 周辺機器などの物品の購入費は事務消耗品費（事務費）とする。

#### 第 17 条（その他の支出）

1. その他の支出として、次の科目細目を設ける。

- (1) 労務人件費（人件費） (2) 調査研究費（調査費） (3) 備品購入費（備品費）  
(4) 慶弔費 (5) 接待交際費 (6) 諸会費  
(7) 寄付金 (8) 公租公課 (9) 雑費

2. 前項の科目細目については、予算および決算において、その他の支出として一括計上できる。

#### 第 18 条（人件費）

パートタイムで雇い入れた者を会務に従事させる場合、日本細胞診断学推進協会の基準に準じて報酬を支給することができる。この報酬は人件費として計上し、源泉徴収は行わない。

#### 第 19 条（調査費）

1. 調査研究費（調査費）は、業務関連情報の収集のための書籍購入や研修などの費用に充てる。

2. 前項の目的に付随して発生する、移動、宿泊などの費用は、第 14 条の交通費を充てる。

3. 会長が特に許可した場合に限り、業務関連情報の収集を目的として、役員または委員の個人名で他団体に所属させ、その費用を調査費として委員会予算より支出できる。ただし、会長は、単年度ごとにそ

の効果を検証し、効果が乏しいと判断した場合に支出の許可を取り消すことができる。

#### 第20条（備品）

1. 1組の購入費用が100,000円以上の物品は備品として扱い、購入には会長の承認を必要とする。
2. 経理委員会は、品名、数量、価格、購入年月日、保管責任者などを記載した備品台帳を作成する。
3. 備品を紛失、廃棄または使用不能に至らせたときは、直ちに経理委員会に報告しなければならない。

#### 第21条（慶弔規程による支出）

1. 慶弔規程による支出のうち、会員を対象として福利厚生的に支出する場合は慶弔費として庶務委員会の運営費に計上する。
2. 慶弔規程による支出のうち、他団体や会員以外の個人を対象とする場合は、接待交際費として本部経費に計上する。接待交際費は、会長決済による本部経費でのみ支出できる。

#### 第22条（諸会費および寄付金）

本会は、役員会の承認により、他団体の会員になること、または他団体に対して寄付行為を行うこと、およびその費用を諸会費または寄付金として、本部経費より支出することができる。

#### 第23条（公租公課および雑費）

印紙税・登録免許税などの公租公課や雑費は、用途を経理委員会に説明しなければならない。

#### 第24条（会計帳簿）

会計処理のため、経理委員会は以下の帳簿類を管理する。

- (1) 予算書
- (2) 収支決算書
- (3) 会計監査報告書
- (4) 現金出納簿
- (5) 備品台帳
- (6) その他必要な書類

#### 第25条（細則の運用）

1. この細則に基づく各委員会における会計処理の手順は、経理委員会が示す会計処理指針による。
2. この細則で定めのない事項については、会長の承認を得て経理委員長が処理する。

#### 第26条（細則の改廃）

この細則は、役員会の承認により改定または廃止することができる。

#### 附 則

1. この細則は、平成21年会計年度より適用する。

#### 各委員会の会計処理指針

（平成20年11月14日経理委員会）

1. 常設委員会の委員長（委員長）は、会計年度開始前に委員会の予算案を経理委員会に提出する。
2. 委員長は、委員会予算の管理用口座を開設し、経理委員会に通知する。口座の名義は「細胞検査士会〇〇委員会委員長〇〇〇〇」とし、委員長の職務を終了した際には、すみやかに解約する。
3. 委員会予算の出納については、発生のつど、経理委員会の指定する金銭出納簿に内容を記録する。
4. 金銭出納簿の科目は会計処理規程運用細則に準じ、通信費、印刷費、交通費、会議費、事務費、その他とする。
5. 委員長は年度末に委員会の収支報告書を作成し、領収書などの証憑書類とともに経理委員会に提出する。
6. 収支報告書の作成にあたっては、支出発生の日付順に科目・内容を記載する。
7. 領収書には日付、使用目的を具体的に記入し、日付順に番号を付けてA4用紙に貼付する。
8. パートタイムのアルバイト代金が多額になる場合は、季節毎等に分けて領収書を作成する。

9. 委員長は、年度末に委員会予算の残金があった場合には、経理委員会の指定する口座に振込む。
10. 不足金が出た場合は、会計監査終了後に会長の許可を得て、経理委員会より補充等の措置をする。
11. 委員長は、委員会の会計、備品について管理責任を負い、委員長交代時には遅滞なくその引継ぎを行う。

#### 経理委員会の会計処理指針

(平成 20 年 11 月 14 日経理委員会)

1. 経理委員会は、本会の会計管理を担当する。
2. 経理委員長は、各委員会からの予算案を受けて予算書を作成し、会計年度開始前に会長に提出する。
3. 一般会計予算は、執行の決定後、日本細胞診断学推進協会から経理委員会の口座に振り込まれる。
4. 経理委員長は、各委員長の届出口座に委員会運営費の予算額を振り込む。
5. 経理委員会は、年度末に各委員会の収支報告書と領収書を確認後、収支決算書を作成し会計監査を受ける。
6. 経理委員会は、会計監査終了後、監事より会計監査報告書を受領し、会長に提出する。
7. 経理委員会は、会計監査終了後、一般会計に係る領収書資料を日本細胞診断学推進協会へ送付する。
8. 一般会計の残金は、会計監査終了後、日本細胞診断学推進協会の細胞検査士会の口座に振り込む。
9. 経理委員会は、役員会および支部代表者会議で収支決算の報告・説明を行う。
10. 経理委員会は、総会および会報などにて要約した会計報告を行う。
11. 経理委員会は、備品台帳を作成し保管する。

#### 学術事業特別会計運用細則

(平成 22 年 11 月 21 日 制定)

##### 第 1 条 (総則)

この細則は、日本細胞診断学推進協会細胞検査士会(以下、「本会」)が会計処理規程にもとづいて設置する学術事業特別会計(以下、「本会計」)の運用に関する細目について定めるものである。本会計の運用にあたっては、この細則に定める事項のほかは、会計処理規程および会計処理規程運用細則に従う。

##### 第 2 条 (名称および目的)

本会計は、細胞検査士会学術事業特別会計と称し、原則として本会学術委員会の実施するワークショップ等の学術事業(以下、「対象事業」)の運営資金管理を目的とする。ただし、精度保障委員会など他委員会との関連した共催事業にも使用できる。

##### 第 3 条 (設置および廃止)

本会計の設置および廃止は、会計処理規程にもとづき役員会の承認を得て行う。

##### 第 4 条 (会計年度)

本会計の会計年度は、一般会計に準じて毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、当該会計年度の決算時における残余金は次年度に繰り越す。

##### 第 5 条 (会計責任者)

1. 本会計の会計責任者(以下、「会計責任者」)には、原則として本会学術委員長を充てる。ただし、役員会の承認を得て、他の者を会計責任者に任ずることができる。
2. 会計責任者の交代時には、前期会計年度の会計責任者の責任において、会計監査を受けた後に、新任

者に本会計を引き継ぐものとする。

3. 会計責任者は、本会計専用の管理口座を開設して、経理委員会に届け出るとともに、経理委員会または監事の請求にもとづき口座内容を開示しなければならない。管理口座の変更についても同様とする。

#### 第6条（予算および決算）

会計責任者は、一般会計に準じて会計年度ごとに会計処理規程に定める予算、決算書類を作成して経理委員会に提出しなければならない。

#### 第7条（収入科目）

1. 本会計の収入には、対象事業に伴う参加費の徴収、テキスト類の有償頒布などによる事業収入を主に充て、その価格設定と徴収は会計責任者が行う。
2. 前項による収入のほか、会計処理規程運用細則に定められたその他の収入を本会計に組み入れることができる。

#### 第8条（その他の収入）

1. 会計責任者は、本会計および対象事業の運営に伴う寄付金収入、公告収入、受取利息、雑収入を本会計の収入に計上することができる。各科目の定義は会計処理規程運用細則による。
2. 経理委員会の承認により、一般会計より本会計に補助金として資金を提供することができる。この場合、一般会計においては学術委員会運営費より支出し、本会計においては補助金収入として扱う。

#### 第9条（支出科目）

1. 本会計の支出項目は、原則として会計処理規程運用細則の定めに従う。ただし、会計責任者は、経理委員会の承認を得て、本会計に特別の支出科目を設けることができる。
2. 会計責任者は、対象事業の一部または全部を第三者に有償で外部委託して実施する場合、その費用を委託業務費として本会計より支出することができる。

#### 第10条（会計帳簿）

会計責任者は、会計処理規程運用細則にもとづき、一般会計に準じて証憑書類にもとづく会計帳簿類を公正に作成、管理し、経理委員会または監事の請求があるときに、これを提出しなければならない。

#### 第11条（会計監査）

1. 会計責任者は、毎会計年度の一般会計監査に合わせて、会計処理規程に定める会計監査を受け、監査結果を役員会に報告しなければならない。
2. 監査報告書等の書類は、一般会計とともに経理委員会が保管する。

#### 第12条（細則の運用）

この細則および会計処理規程運用細則で定めのない事項については、会計責任者が経理委員会と協議して処理する。

#### 第13条（細則の改廃）

この細則は、役員会の承認により改定または廃止することができる。

#### 附 則

1. この細則は、平成22年会計年度より適用する。

4号議案：「委員会に関する細則」の変更

旧	新
<p>第4条（常置委員会）</p> <p>常置委員会は、次の委員会とする。</p> <p>総務委員会、経理委員会、庶務委員会、規約委員会、渉外委員会、編集委員会、学術委員会、国際委員会、情報委員会、都道府県細胞検査士会代表者委員会、あり方委員会、精度保障委員会</p>	<p>第4条（常置委員会）</p> <p>常置委員会は、次の委員会とする。</p> <p>総務委員会、経理委員会、庶務委員会、規約委員会、渉外委員会、編集委員会、学術委員会、国際委員会、情報委員会、都道府県細胞検査士会代表者委員会、あり方委員会、精度保証委員会</p>
<p>附則</p> <p>1. この運用細則は平成20年6月6日より施行する。総務</p> <p>2. 平成26年2月16日一部改定施行。</p> <p>3. 平成26年6月5日一部改定施行。</p>	<p>附則</p> <p>1. この運用細則は平成20年6月6日より施行する。総務</p> <p>2. 平成26年2月16日一部改定施行。</p> <p>3. 平成26年6月5日一部改定施行。</p> <p>4. 平成27年11月20日一部改定施行。</p>

5号議案：「委員長会議に関する運用細則」の変更

旧	新
<p>第4条（招集）</p> <p>開催の通知、出欠の確認等の実務は総務委員会が担当する。</p>	<p>第4条（招集）</p> <p>開催の通知、出欠の確認等の実務は庶務委員会が担当する。</p>
<p>第5条（会議の成立）</p> <p>2. 会議の成立については、総務委員会が前項に照らして審査し、会長に報告する。</p>	<p>第5条（会議の成立）</p> <p>2. 会議の成立については、庶務委員会が前項に照らして審査し、会長に報告する。</p>
<p>附則</p> <p>1. この運用細則は平成20年6月6日より施行する。総務</p> <p>2. 平成26年2月16日一部改定施行。</p>	<p>附則</p> <p>1. この運用細則は平成20年6月6日より施行する。総務</p> <p>2. 平成26年2月16日一部改定施行。</p> <p>3. 平成27年11月20日一部改定施行。</p>

6号議案：「委員会業務分担要綱」の変更

旧	新
<p>各委員会は、基本的な業務を次のように分担する。</p> <p>1. 総務委員会</p> <p>(1) 本法人各委員会の情報伝達と啓発</p> <p>(2) 委員長会議の開催</p> <p>(3) 細胞検査士会各委員会間の情報伝達と啓発および事業の把握</p> <p>(4) 細胞検査士会各委員会の事業計画書の管理</p> <p>(5) 会員および一般からの質問等の対応</p>	<p>細胞検査士会委員会に関する細則に規定する委員会の業務分担について定める。</p> <p>1. 総務委員会</p> <p>(1) 事業計画・予算書の作成と管理</p> <p>(2) 事業報告・決算書の作成と管理</p> <p>(3) 総会、役員会、委員長会議の議案書作成と管理</p> <p>(4) 各委員会間の情報伝達と業務調整</p> <p>(5) その他、他の委員会などが所掌せず、役員会が必要と認めた事項</p>
<p>2. 経理委員会</p> <p>(1) 会計の管理</p> <p>(2) 予算書の作成・提出</p> <p>(3) 決算書の作成・提出</p> <p>(4) 金銭の出納及び保管</p>	<p>2. 経理委員会</p> <p>(1) 予算及び決算に関すること</p> <p>(2) 金銭の出納、物品及び諸資産の管理に関すること</p> <p>(3) 経理記録の作成及び保存に関すること</p> <p>(4) その他経理の取扱いに関すること</p>
<p>3. 庶務委員会</p> <p>(1) 総会、役員会の開催、運営</p> <p>(2) 総会、役員会、委員長会議など会議の議事録作成・保管</p> <p>(3) 会員名簿の管理</p> <p>(4) 公印の使用及び管理</p> <p>(5) 資料の保管</p> <p>(6) 慶弔</p>	<p>3. 庶務委員会</p> <p>(1) 総会、役員会、委員長会議の開催</p> <p>(2) 総会、役員会の議事録作成と管理</p> <p>(3) 印鑑類の管理</p> <p>(4) 文書類の発行と管理</p> <p>(5) 会員の慶弔に関すること</p>
<p>4. 規約委員会</p> <p>(1) 規則類の見直し・検討</p> <p>(2) 規則類の原本及びその改正書類の管理</p>	<p>4. 規約委員会</p> <p>(1) 規則類の見直し・検討</p> <p>(2) 規則類の原本及びその改正書類の管理</p>
<p>5. 渉外委員会</p> <p>(1) 関連団体との交流推進</p> <p>(2) 社会的啓発活動</p> <p>(3) 広報</p>	<p>5. 渉外委員会</p> <p>(1) 国内諸団体との交流に関する事業</p> <p>(2) 公衆の健康維持に関する啓発などの社会事業</p> <p>(3) 広報に関する事業</p>
<p>6. 編集委員会</p> <p>(1) 会報の編集・発行</p> <p>(2) 会報の会員宛発送</p>	<p>6. 編集委員会</p> <p>細胞検査士会会報の編集と発行に関すること</p>
<p>7. 学術委員会</p> <p>(1) 細胞学会教育シンポジウムのテーマ及びシンポジストの選定</p> <p>(2) 細胞検査士教育セミナーのテーマ及び演者の推薦</p>	<p>7. 学術委員会</p> <p>(1) 細胞学会教育シンポジウムのテーマ及びシンポジストの推薦</p> <p>(2) 細胞検査士教育セミナーのテーマ及び演者の推薦</p>

<p>(3) 細胞検査士卒後教育(研修会・セミナー・ワークショップ等)について</p>	<p>(3) 細胞検査士に対する研修会・セミナー・ワークショップの開催と書籍などの発行 (4) 学術向上に関する事業</p>
<p>8. 国際委員会 (1) 細胞検査士の国際的な動向把握と国際交流(海外協力の推進) (2) 国際細胞学会技師賞 (IAC CT Award) の推薦 (3) 国際的な学会・セミナー等の把握と情報伝達</p>	<p>8. 国際委員会 (1) 国際細胞学会技師賞 (IAC CT Award) の推薦 (2) 国際的な学会・セミナー等の把握と情報伝達 (3) 国際的な諸団体との交流に関する事業</p>
<p>9. 情報委員会 (1) 新着情報及びお知らせによる情報発信 (2) 会員用ホームページの管理・運営 (3) 一般用ホームページの管理・運営 (4) 会報PDFの掲載 (5) 求人情報のお知らせ (6) 細胞診学術情報の掲載</p>	<p>9. 情報委員会 (1) 役員会, 委員長会議, 都道府県代表者会議メーリングリストの管理運営 (2) ホームページの管理運営 (3) インターネットによる情報発信に関する事業</p>
<p>10. 都道府県細胞検査士会代表者委員会 (1) 都道府県細胞検査士会代表者会議の管理運営 (2) 都道府県細胞検査士会と当会間の情報伝達</p>	<p>10. 都道府県細胞検査士会代表者委員会 (1) 都道府県細胞検査士会代表者会議の開催 (2) 都道府県細胞検査士会との連携に関すること</p>
<p>11. あり方委員会 (1) 細胞検査士の役割と責任 (2) 細胞検査士の方向性の検討 (3) 細胞検査士の意識調査 (4) 細胞検査士の業績調査 (5) 細胞検査士の環境調査 (6) 細胞診専門医との関係強化</p>	<p>11. あり方委員会 (1) 細胞検査士の役割と責任 (2) 細胞検査士の方向性の検討 (3) 細胞診専門医との連携に関すること (4) 細胞診及び細胞検査士に関する調査・研究事業</p>
<p>12. 精度保障委員会 (1) 精度保障に関する調査・推進 (2) 標本作製の標準化 (3) 精度管理</p>	<p>12. 精度保証委員会 (1) 細胞検査士養成に関する講習会・ワークショップの開催と書籍などの発行 (2) 精度管理, 標本作製の標準化など精度向上に関する事業 (3) 精度保証に関すること</p>
<p>13. この要綱の変更は役員会の承認を経なければならない。</p>	<p>13. この要綱の変更は役員会の承認を経なければならない。</p>
<p>附則 1. この要綱は平成20年6月6日より施行する。総務 2. 平成21年10月30日一部改定施行。 臨時委員会として子宮がん検診委員会を置く。 (1) 子宮頸がん検診に関する調査研究</p>	<p>附則 1. この要綱は平成20年6月6日より施行する。総務 2. 平成21年10月30日一部改定施行。 臨時委員会として子宮がん検診委員会を置く。 (1) 子宮頸がん検診に関する調査研究 (2) 子宮頸がん検診受診への啓発活動</p>

<p>(2) 子宮頸がん検診受診への啓発活動</p> <p>(3) 期間は平成21年度より25年度までとする</p> <p>3. 平成22年5月29日一部改定施行。 臨時委員会として細胞検査士会創立50周年記念準備委員会を置く。</p> <p>(1) 開催目的と開催テーマの検討</p> <p>(2) 企画の立案と内容の検討</p> <p>(3) 予算準備の検討</p> <p>(4) 期間は平成22年度より平成29年度までとする。</p> <p>4. 平成22年11月21日一部改定施行。 子宮がん検診委員会の名称を子宮頸がん検診委員会に変更する。</p> <p>5. 子宮頸がん検診委員会は継続する。</p> <p>6. 平成26年2月16日 一部改定施行。</p>	<p>(3) 期間は平成21年度より25年度までとする</p> <p>3. 平成22年5月29日一部改定施行。 臨時委員会として細胞検査士会創立50周年記念事業準備委員会を置く。</p> <p>(1) 開催目的と開催テーマの検討</p> <p>(2) 企画の立案と内容の検討</p> <p>(3) 予算準備の検討</p> <p>(4) 期間は平成22年度より平成29年度までとする。</p> <p>4. 平成22年11月21日一部改定施行。 子宮がん検診委員会の名称を子宮頸がん検診委員会に変更する。</p> <p>5. 子宮頸がん検診委員会は継続する。</p> <p>6. 平成26年2月16日 一部改定施行。</p> <p>7. 平成27年11月20日 一部改定施行。</p>
---	--

7号議案：公益社団法人 日本臨床細胞学会細胞検査士会に関する施行細則の変更

第1案

旧	新
附 則	附 則
<p>1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。</p> <p>2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。</p> <p>3. 当分の間、細胞検査士会年会費は 1,000 円、入会金は 2,000 円とし、年会費は入会時及び更新時に 4 年分前納とする。</p> <p>4. 平成 26 年 6 月 7 日 一部改定施行。</p>	<p>1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。</p> <p>2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。</p> <p>3. 当分の間、細胞検査士会年会費は 1,000 円、入会金は 2,000 円とし、年会費は入会時及び更新時に 4 年分前納とする。</p> <p>4. 平成 26 年 6 月 7 日 一部改定施行。</p> <p>5. 年会費は入会時及び更新時に 5 年分前納に変更する。ただし、第 49 回細胞検査士資格認定試験合格者の入会時は 4 年分前納とする。</p> <p>6. 平成 28 年 X 月 XX 日 一部改定施行。</p>

第2案

旧	新
附 則	附 則
<p>1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。</p> <p>2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。</p> <p>3. 当分の間、細胞検査士会年会費は 1,000 円、入会金は 2,000 円とし、年会費は入会時及び更新時に 4 年分前納とする。</p> <p>4. 平成 26 年 6 月 7 日 一部改定施行。</p>	<p>1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。</p> <p>2. 平成 25 年 6 月 2 日 一部改定施行。</p> <p>3. 当分の間、細胞検査士会年会費は 1,000 円、入会金は 2,000 円とし、年会費は入会時及び更新時に 5 年分前納とする。ただし第 49 回細胞診検査士資格認定試験合格者の入会時は 4 年分前納とする。</p> <p>4. 平成 26 年 6 月 7 日 一部改定施行。</p> <p>5. 平成 28 年 X 月 XX 日 一部改定施行。</p>

## IX. 資料

資料 1：平成 26 年度細胞検査士会公益広報活動調査結果 啓発・社会活動の内訳

イベント数：93 イベント

子宮の日 LOVE49 キャンペーン活動会場：47（県内同時開催含む）（50.5%, 47/93）

その他「ピンクリボンキャンペーンなど」：46（49.5%, 46/93）

### 1. 動員人数とその内訳

約 2406 人（細胞検査士 1065 名，臨床検査技師 217 名，医師 43 名，その他 1081 名）

	LOVE49 キャンペーン	その他の事業
動員人数の内訳	1075	1331
細胞検査士	73.6% (791/1075)	21.0% (274/1331)
医師	1.5% (16/1075)	2.0% (27/1331)
その他	24.9% (268/1075)	77.4% (1030/1331)

### 2. 子宮の日 LOVE49 キャンペーン等の啓発・社会活動を行った場所（47；県内同時開催含む）

	LOVE49 キャンペーン	その他の事業
ショッピングセンター	52.7%(29/55)	4.54%(2/46)
公共施設	7.3%(4/55)	17.4%(8/46)
駅前	14.6%(8/55)	2.2%(1/46)
その他	25.5%(14/55)	76.12%(35/46)

### 3. 子宮の日 LOVE49 キャンペーン等の啓発・社会活動の内容（47；県内同時開催含む，重複回答あり）

	LOVE49 キャンペーン	その他の事業
資料配付(リーフレットなど)	56.1%(46/82)	21.2%(14/66)
アンケート調査	18.3%(15/82)	4.6%(3/66)
パネル展示	8.5%(7/82)	22.7%(15/66)
講演会や討論会	4.9%(4/82)	21.2%(14/66)
顕微鏡を用いた説明	4.9%(4/82)	18.2%(12/66)
その他	7.3%(6/82)	12.1%(8/66)

平成 26 年度細胞検査士会公益広報活動調査結果 育成・養成活動の内訳

開催数：152 回（複数開催した都道府県あり）

参加・受講者：約 3727 名，CT：1916 名，MD：1424 名，MT：215 名，その他：86 名

活動名称：細胞検査士試験対策，細胞診初心者講習会，がん検診従事者資質向上事業など

主催団体

都道府県細胞検査士会 47.4% (72/152), 日本臨床細胞学会 (旧各支部) 27.6% (42/152),  
 その他 25.0% (38/152)

内容 (重複回答あり)

1. 講義 : 59 件, 2. 鏡検実習 : 14 件, 3. 講義と実習の両方 : 57 件, 4. その他 (実技など) : 22 件

資料 2 : 子宮頸がん検診ポケットティッシュ,  
 細胞検査士会オリジナルグッズ「受けましょう, 子宮頸がん検診」



資料 3 : ML 運用と設定状況

#### 細胞検査士会MLの管理・運営

サクラネット 役員会ML <ctfellow@sl.sakura.ne.jp>	現在旧役員会MLで使用、平成27年度議事録作成後運用停止(今期の契約は済み)	
トラバント 旧役員会ML	最後の役員会の議事録作成まで使用する(今期の作成は不要)	次回役員切り替え時に対応
トラバント 新役員会ML ctfellow@ctjsc.com	→送受信の試験後運用開始 2015年7月8日 メンバー登録設定	設定済
トラバント 委員長ML icyto@ctjsc.com	運用中 2015年6月20日より運用	管理中
サクラネット ↓ トラバント 都道府県代表者ML <todfuken@sl.sakura.ne.jp> → todfuken@ctjsc.com	契約期間は2016年6月30日まで →次年度 試験後運用開始 2015年9月20日 メンバー登録設定	設定済

株式会社トラバント Torapants Inc.  
 富士浩悦 fukushi@torapants.co.jp  
 Tel 018-883-1909 Fax 018-883-1907  
 URL <http://www.torapants.co.jp/>

資料 4：細胞検査士意識調査のお願い（案）と質問用紙（案）

細胞検査士会 会員 各位

平成 28 年〇月〇日  
細胞検査士会あり方委員会  
委員長 原田仁稔

## 細胞検査士意識調査のお願い

平素より当委員会事業への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当委員会では、役員会の承認を得て平成 27-28 年度事業の一つとして細胞検査士の皆様に対する意識調査を行うことになりました。つきましては、下記の要領にて調査を実施致しますので、なにとぞ御協力のほどお願い申し上げます。尚、この調査は、細胞検査士会の活動の参考とするため、またこの調査結果が、会員にとって有効に活用できるものとなるよう会員の皆様の考え方や意見をお聞きするものです。率直な意見をお寄せください。

### 記

目的：より多くの細胞検査士の皆様が職場からの理解・支援を受け、活発な学会活動ができるよう現状を把握する。

方法：

- 1) 各都道府県において、細胞検査士会総会などの会場で記入していただき回収し、その都道府県単位で回答を集計して下さい。
- 2) 集計結果は別紙「回答集計用紙（未作成）」にご入力のうえ、下記メールアドレスへ添付送信して下さい。

送付先および問合せ先：

（一財）慈山会医学研究所附属坪井病院中央検査部  
原田仁稔  
〒963-0197 福島県郡山市安積町長久保 1-10-13  
TEL：024-946-0808 FAX：024-947-7258  
e-mail：[harada@tsuboi-hp.or.jp](mailto:harada@tsuboi-hp.or.jp)



- ⑤ ほとんど参加していない
- ⑥ 参加したいが参加できない

Ⅲ. 地域連携組織（旧・都道府県支部）学術集会について

- ① 毎回参加している
- ② 発表や座長などの時は参加している
- ③ 時々参加している
- ④ ほとんど参加していない
- ⑤ 参加したいが参加できない

Ⅳ. 上記Ⅰ～Ⅲの回答で「ほとんど参加していない」または「参加したいが参加できない」と回答した方に質問します。その理由を教えてください。

- ① 職場が小規模施設のため
- ② 学会場が遠すぎる
- ③ 参加費が高い
- ④ その他（）

Ⅴ. 学会あるいは研修会に参加する場合にはどのような制約がありますか。

- ① 発表か座長であることが必要
- ② 共同演者であることが必要
- ③ 特別にない
- ④ その他（）

Ⅵ. 学会・研修会への参加において、出張旅費（交通費・宿泊費）を施設で負担してもらえる項目をお答えください。（複数回答可）

- ① 全国学会／参加のみ
- ② 全国学会／発表・座長など
- ③ 連合会／参加のみ
- ④ 連合会／発表・座長など
- ⑤ 地域連携組織（旧・都道府県支部）学会／参加のみ
- ⑥ 地域連携組織（旧・都道府県支部）学会／発表・座長など
- ⑦ 国際学会／参加のみ
- ⑧ 国際学会／発表・座長など
- ⑨ 負担してもらえない

Ⅶ. 出張費についてお尋ねします。

- ① 申請すれば全額支給
- ② 予算内であれば全額支給
- ③ 発表者や座長は支給
- ④ 参加費などの一部負担
- ⑤ その他（）

Ⅷ. 学会・研修会への参加において、参加費は施設で負担してもらえますか。

- ① 施設負担
- ② 自己負担
- ③ その他（）

Ⅸ. 細胞検査士の資格認定取得・更新に関わる経費のうち、施設で負担してもらえる項目をお答えくだ

さい。(複数回答可)

- ① 資格認定試験受験用講習会費用
- ② 資格認定試験受験費用
- ③ 資格更新のための学会・講習会参加費用
- ④ 資格更新料
- ⑤ その他 ( )

X. 他団体学会に入会していますか。

- ① している
- ② していない

X I. 他団体学会に入会している方にお尋ねします。どのような学会に入会していますか  
(複数回答可)

- ①日本臨床衛生検査学会
- ②日本臨床検査医学会
- ③日本検査血液学会
- ④日本超音波医学会
- ⑤日本病理学会
- ⑥日本産婦人科学会
- ⑦日本肺癌学会
- ⑧日本癌治療学会
- ⑨その他 ( )

◆細胞学会の会員種別などについて

I. 会員種別

- ① 正会員
- ③ 準会員

II. 正会員の方にお尋ねします。正会員になった理由は。(複数回答可)

- ① 選挙権を得て学会活動に積極的に参加したいから
- ② 役員になっているため(理事、評議員、幹事、支部代表者など)
- ③ 総会での議決権を有することが出来るため
- ④ 細胞検査士地位向上のため
- ⑤ 上司に言われたから
- ⑥ その他 ( )

III. 準会員の方にお尋ねします。準会員になった理由は(複数回答可)

- ① 会費が安い
- ② 正会員のメリットが不明
- ③ 周りの人が準会員だったから
- ④ その他 ( )

IV. 準会員の人にお尋ねします。今後の正会員になる予定はありますか。

- ① ある  
その理由は ( )

② ない

その理由は ( )

V. 今後正会員を増やすにはどのようなことをすればよいと考えますか。

具体的な提案があればお聞かせください。

( )

※お忙しい中、アンケートへのご協力ありがとうございました。今後集計して細胞検査士会報等でご報告したいと思います。

資料 5 : LOVE49 活動に関するアンケート結果 (10月30日)

LOVE49活動に関するアンケート集計結果(2015)

子宮頸がん検診委員会

1) 2015年度LOVE49の活動はできましたか？(解答:47都道府県)

		1日間	2日間	3日間	4日間	計											
・実施した	42																
1日間	35																
2日間	3																
3日間	3																
4日間	1																
		4月4日(土)	4月5日(日)	4月9日(金)	4月11日(土)	4月12日(日)	4月15日(水)	4月18日(土)	4月19日(日)	4月26日(日)	4月29日(水)	5月3日(日)	5月24日(日)	6月15日(月)	9月6日(日)	秋頃	計
		4	10	1	6	6	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	35
																	2
																	2
																	2
																	3
																	3
																	3
																	4
																	54

・これから実施予定 1 10月25日(日)

・実施できなかった 4 LOVE49の活動をする団体が無い。  
細胞検査士会に活動休止の提案があった(今年度に限る)。  
技師会や細胞学会などの行事と重なった(今年度に限る)。  
役員交代のため計画がたてられなかった。

2) 活動の内容(解答:45都道府県)

・資料配布のみ 34

・資料配布+イベント 11

婦人科医の 関与	婦人科医による講義(学生等へ)	2
	婦人科医による相談コーナー	1
	講演	2
	トークショー	2
パネル		7
顕微鏡使用		5
コンサート関 連	コンサート	3
	ハンドベル演奏会	1
	ギタリストの演奏	1
	学生によるアカペラ	1
	学生等によるダンスパフォーマン	2
その他	マスコットキャラクターの仮装	1
	抽選会	1
	バルーンプレゼント	1
	ネイル	1
	マッサージ	1

3) 活動の際には、新聞、TV等の取材はありましたか？(解答：44 都道府県)

・取材を受けた	21	新聞記事に掲載された	10 (取材要請した 2)
		TV放送された	3 (取材要請した 1)
		新聞記事・TV放送	6 (取材要請した 3)
		新聞記事・ラジオ放送	1 (取材要請した 1)
		地元紙に掲載	1
		記事にならなかった	0
・取材はなかった	23	取材要請行った	2
		取材要請しなかった	21
・マスコミ対策として行った事		細胞検査士会会長(県)より新聞社・放送局に文書等の送付	1
		市の記者クラブの報道機関へ取材依頼	1
		市役所広報課に報道機関宛の書類を提出	1
		新聞社やラジオ局にイベントの案内・当日の取材要請	2
		報道機関に活動の資料を説明	1
		地元新聞社が協賛している	1

4) 子宮頸がん検診委員会の作成したアンケートを実施できましたか？(解答：45 都道府県)

・アンケートを実施できた	18	資料の準備・配布でなかなか難しい	
・アンケートは実施できなかった	27	スペースがなかった	6
		配布のみの条件で活動許可がおりている	4
		立ち止まって受け取ってくれない	4
		アンケートの存在を知らなかった	3
		配布で精いっぱい	2
		同時に他のイベントがあったため困難	2
		県としてアンケートは実施しない	1
		協力いただいた施設からお断りされた	1
		他のアンケートがあった	1
		時間がないと断られた	1
		他のイベント時に実施する予定	2

5) LOVE49 活動は細胞検査士会以外の団体と一緒にを行いましたか？(解答：45 都道府県)

- ・単独で実施 22
- ・コラボで実施 23

医療系	医師会	4
	婦人科医会	4
	専門医会	1
	看護協会	1
	日本臨床検査技師会	6
行政	県	6 (健康推進課、疾病・感染対策室、保険予防財団、健康づくり財団)
	市	5
	市立病院	1
	保健所	2
学校	大学	3
	看護大学	1
	専門学校	1
患者会・慈善団体	患者会	3
	ピンクリボン	1
	NPO	1
	慈善団体	3
メディア	ラジオ局	1
	新聞社	1
企業	百貨店	2
	企業	1

6) 行政からの後援等がありましたか？(解答：45 都道府県)

・後援なし	33		
・後援あり	12	県 4	教育委員会
		市 3	検診受診奨励パンフレット
		県・市 5	

7) その他企業や個人等からの後援、共催、寄付等がありますか？(解答：45 都道府県)

・ない	33	・ある	12
県	健康事業団	がん予防リーフレット・無料クーポン券 1万円	
	総合健診センター		
	総合保健協会		
	対がん協会		
	環境保健公社		
婦人科医会		なし	
医師会			
日本臨床検査技師会			
大学			
法人		20万円	
医療系企業		機器の借用	
一般企業	銀行	絆創膏・冷却シート・50万円+物品・200万円	
	生活協同組合		
	TV放送局		
	新聞社		

8) LOVE49活動で困っている問題点があったら記載して下さい。(解答: 47都道府県)

・特になし(記載なしを含む)

11

36

・問題点

問題点		今後の対策	
活動時期	4月9日頃は年度初めで、関係者・委員・職員の移動の時期と重なって開催が困難(時期をずらして開催を検討)	原則的には4月にパンフレットを配布するのが望ましい。しかし、県の状況により他の月にメインのイベントを開催することも良い。まずは、どの県も4月に配布できるように、都道府県代表者に協力を求める。	代表者会議
活動場所	いつも同じ場所で開催して、他の場所へ行くほど人数が集まらない ..... コラボしている百貨店の周辺に活動場所が限られる ..... 駅前では呼び止めにいくため商店街での活動を検討中	祭事・検査技師会や医師会の行事・他団体の催事と合同で活動する(学会認定の正式な依頼文書を作成)。 他団体との交渉時に名刺が必要である(学会認定の名刺を作成する。予算申請が必要)。 医療系大学や病院内で資料を配布する。	依頼書作成 ..... 予算申請 .....
スタッフ	いつも同じメンバーで実施しているので、検査士の意識向上が必要 ..... スタッフの確保が困難	検査士会全体の問題とする(役員会→都道府県代表者会議→各県の検査士)。 子宮頸がん検診の重要性を検査士にアピールする(学会でパネル展示)。 LINEを利用して人員を確保する。	役員会
連携	子宮頸がんを考える市民の会の支部が存在しないので活動できない ..... 行政との連携がない ..... 行政とのコラボが効果的と思われるがどのように働きかけたらよいのかわからない ..... メディアのつてがない ..... 支部会との合同で実施できない ..... 市民に当委員会の認知がない ..... 細胞検査士の社会的認知	子宮頸がん検診に関わる活動であれば、活動費は報告書に理由や経緯を記載すれば考慮される。 ..... 検査士会全体の問題とする(役員会→会長・渉外委員会を経由して交渉)。	済 ..... 役員会
	医師会等の他団体との協力を正式な書面が必要 ..... 民間団体の企画に参加した方が有意義であった	学会時の市民講座等でポスターを展示する。 ..... 会長名で作成する。 ..... 日臨技の健康フェアや、民間団体の企画を選択して参加する。	委員会検討 ..... 役員会
	活動費用が足りない ..... 資金集めに苦労する	限られた予算内で可能な活動を考える。他団体と共同で活動する。	
	活動主体を示す旗が足りない ..... 幟がないので用意して欲しい ..... 館の保管場所に困った	予算内で毎年少しずつ購入していく。	
活動内容	パンフレット配布以外出来ていない ..... 館があったので配布は順調であった ..... 今回は館と一緒に配布したので、すぐに受け取ってくれた(配布物を受け取ってくれない)。 ..... パンフレットだけでは受け取ってくれない ..... 活動会場が飲食物の配布禁止のため大量の館が残った ..... 何の活動をしているかの説明不十分 ..... 配布資料を早めに送ってほしい ..... ニュースレターなどはポケットサイズが良い ..... ピラを配るだけでマンネリ化している ..... ワクチンイメージが強く理解が得られない		
アンケート	路上でのアンケートは無理 ..... アンケートを実施するには健康まつりなど関心が高い人があつまる場所で行うべき		
質問	県の検診受診率が悪いので、現状打開のためのアイデアや意見を聞きたい ..... 若い女性への啓発に苦労しているので、なにかご意見を聞きたい		

9) その他、お薦めしたい事、質問等を記載して下さい。(解答: 47都道府県)

- ・未記載 32
- ・記載 15

項目		今後の対策・意見	
お薦め	<p>地元の学生やカルチャーの指導者と接点を持ちながら活動するとやりやすい</p> <p>大企業の女性社員(事務員など)と連絡を取りながら活動するのも良い</p> <p>イベントなどで対話が必要 イベント形式は立ち止まって関心を寄せる</p> <p>様々なグループが参加すると、その家族や友人も参加する</p> <p>婦人科医を巻き込んで活動すると検診についての理解が深まる</p> <p>職場や看護学生に対してアンケート調査をした(検診受診のきっかけになればよい)</p> <p>身近な人に検診の受診を促す</p>		
要望	<p>各県の活動内容が一覧でみれるようにしてほしい</p> <p>配布物にお菓子があると受け取ってくれるのでありがたい</p> <p>LOVE49のPRが足りない</p> <p>オレンジ色のTシャツはイスラム国をイメージするので色を変えて欲しい</p> <p>何かインパクトが足りない</p> <p>「知る→記憶に残る→行動に移す」となるよう工夫が必要</p> <p>活発に活動している県からアドバイスが欲しい</p> <p>県の検診率が悪いので行政と連携したいが、熱心な担当者が移動になると講習会等も無くなる</p> <p>県の臨床検査技師会が主催している「健康と検査展」で啓発活動ができないか検討中</p>	<p>県別の活動内容を 一覧表にした。</p>	済
質問	<p>広く一般の人への啓発には商業施設等での発動が有効であるが、使用料は支援団体を募るしかないのか? 無料の場所はないか?</p> <p>細胞検査士会としてはどのような活動を望んでいるのか</p> <p>イベント前からACジャパンなどで情報をながすことはできるか</p> <p>他団体とコラボしている県の方法やアイデアを伺いたい</p> <p>マスコミ対策の具体的なことを伺いたい</p>		
疑問	<p>受け取った人がどの程度理解してくれたか不明</p> <p>受け取った人がその後の検診につながっているか不明</p>		